

「離婚をめぐる課題を考える——養育費、面会交流を中心に——」

福岡ファミリー相談室相談員（福岡県立大学名誉教授） 宮崎 昭夫

はじめに

私は離婚等のケースを担当する中で、親の離婚を経験した子どもをどう支えたらよいかを考えるようになり、諸外国の動きにも関心を持ちだすようになった。離婚は世界中に見られる現象であるが、その取り組みはそれぞれの国の文化・歴史によって大きく異なる。わが国は女性の地位が低く、母子福祉施策が貧弱であるだけでなく、親が離婚した子どもを支える児童福祉施策がほぼない国である。世界の動きに目を配りながら、わが国の課題を考えてみたい。

1. 親の離婚と子ども

親の離婚に対する子どもの反応は多様であり、一人一人の子どもによって異なる。しかし多くの子どもは、親の離婚によって、悲しみ、不安、怒りなどの感情を強く体験し、親の離婚は子どもの成長・発達の危機になりがちであることは否定できない。米国の大統領のオバマ氏も親の離婚の経験者であり、生活の荒れた時期を過ごした経験を有している。

下の表は親の離婚にともなう何がストレスとなったかを明らかにした外国の研究の要点であるが、親の離婚を経験したわが国の大学生からも共感を受けている。表を読めば分かるように、元夫婦が離婚後に工夫・配慮をすれば避けることの可能なことがかなり含まれている。

表 1. 子どもに最もストレスとなる、親の離婚にともなう 10 のできごと

1. 離婚になったのは私（子ども）のせいだと、パパやママから言われた。
2. 両親が殴り合いの喧嘩をする。
3. 身内の者が両親の悪口を言う。
4. 私がママと過ごすことは、パパは嫌いだと言う。
5. パパとママが私の前で言い争う。
6. パパがママの欠点について話す。
7. 私が大好きなペットやその他の物をあきらめなければならない。
8. ママが不幸せそうに行動する。
9. パパが、ママのプライベートな生活に関して尋ねる。
10. 近所の人が、親の悪口を話す。

2. 離婚後の親子関係

(1) 伝統的な離婚後の非親権者と子どもとの関係

子どもは非親権者との関係を断って生活するのが当然と考えられていた。親権者にならなかった親は表に出ることなく、柱の陰から子どもの成長を祈ることが期待されていた。

家庭内で離婚や出て行った親のことを話すことはタブーであった。ある話題がタブーであると悟れば、子どもは一緒に暮らす親への気遣いから、二度とは口に出さず、悲しみ、怒りなどのさまざまな感情を心に抑え込んでいく。このことを理解するために、山口県出身の有名な作詞家で、北島三郎や水前寺清子等へ多くのヒット曲を作詞した、星野哲郎（1925～2010

年)の著書から引用してみよう。

「父親という存在

僕は父を覚えていない。父の記憶はおろか、どんな人だったのかもまったく知らない。父親のことには触れてはいけないものだと思っていたから、母にも祖母にも聞いてみたことがなかった。

あれは小学校の二年生ぐらいだったろうか。母親に連れられて、柳井に出かけたことがあった。母に手を引かれた僕の姿を、離れたところから見ていた男の人がいたような記憶がおぼろげにある。あれが父だったのかもしれない。」

「そんなことも、そのころの僕の性格に影響を及ぼしていたのだろう。内気で、言葉かすの少ない少年だった。授業中も先生から当ててほしいと思いつつも手が挙げられず、指名されるとようやく答えるといった子どもだった。欲しいものがあったらねだることができなかった。他の子どものように、無邪気に騒いだり暴れたりできなかった。当然、ケンカもしたことがない。」

星野哲郎著『妻への詫び状』小学館、2003年、11～12頁、24頁、順序を逆にしている。

(2) 児童(子ども)の権利条約の理念を尊重した親子のあり方へ

児童の権利条約第九条(親からの分離禁止と分離のための手続)3項「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、**父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。**」と規定している。

先進諸国では離婚率の上昇の中で、子どもに対する親の離婚の傷を低減させるため、親は離婚しても非同居親と子どもの縁を切らずに、離婚後も非同居親と子どもの関係を大切にするという方向を目指し、そのための工夫を重ねてきた。別の表現では「夫婦の別れを、親子の別れにしない」ということが目指されてきた。

日本は児童の権利条約を1994年に批准したにも関わらず、これまで積極的な取り組みを行ってこなかった。これに対し多くの先進国では、第九条3項の趣旨を尊重して、離婚後の非同居親と子どもとの関係を維持する工夫(例えば、面会交流センターを設置して、面会交流を促進する)を展開してきた。外国でも、離婚後の元夫婦は顔を会わせたくないとか、元配偶者に対する不信感が強く、子どもを元配偶者には会わせたくないといった反応はよくあることである。DV(ドメスティック・バイオレンス)などの深刻なケースもあるが、子どもと非同居親が関係を維持することの重要性が広く社会に認められている。

(3) 親権をめぐる

わが国は単独親権の国であるが、多くの国では離婚後も子どもの養育に二親が関わる傾向が強くなっている。わが国の親権者と非親権者の子どもに対する影響力は、100:0といった様相を示しているが、多くの国では監護者(同居親)と非監護親(非同居親)の子どもへの影響力は、80:20であったり、70:30といった様相を呈している。諸外国の動きを共同親権化ととらえる見方もあるが、「親権」といった概念は多くの国で過去のものとなっている。親権は文字で見ると、親の権利のように見えるが、中心は親の子どもに対する責任である。子どもが健全に成長するために、離婚後も二親が責任を果たすことが求められていることから、諸外国では「親責任」などの表現が採用されたりもしている。

非監護親も子どもの養育に関わるために、学校での状況や、健康状態、成長のあり様など、子どもに関する情報を非監護親も得られて当然といった傾向が強くなっている。

3. 離婚後の元夫婦の関係

離婚後の元夫婦の関係

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 理想的友人 | 2. 協力的な仲間 |
| 3. けんか相手 | 4. いがみ合う敵どうし |
| 5. 関係終了の二人 | |

海外のある研究者は、離婚後の元夫婦の関係を上の五つに分類している。子どもがいない夫婦の場合は、離婚によって完全に関係を解消し、それぞれ全く別の人生を生きるということが可能である。しかし子どもがいる夫婦の場合は、離婚によってきれいさっぱりと完全に関係を解消することはできず、子どもにとっての共同養育者という側面が長期にわたって引き続くという見方が強くなってきている。離婚後も子どもとの関係で、親としての役割が続くとすれば、元夫婦の関係を「協力的な仲間」にはなれなくとも「けんか相手」や「いがみ合う敵どうし」ではない関係が求められる。

このため、子どもがいる夫婦が離婚した場合、元配偶者との関係を再構築するという重要な課題があることを認識する必要があるだろう。海外の研究によれば、元夫婦の関係を、取引先等の仕事（ビジネス）上の関係の人と同じようにすることが提案されたりしている。元配偶者に対し、プライバシーを尊重し、私生活に踏み込まず、親切で敬意をもった対応が重視されている。

前配偶者を、人間のクズ、人生を狂わせた張本人とみなし、敵愾心や嫉妬心に圧倒されている方々には、私の問題提起は理想論として受け止められたり、単なるキレイゴトと思われるかもしれない。離婚後は前配偶者の提案にすべて反対する方もいるが、「私は元配偶者を憎んでいたので、子どもが絡んでいることに関して、私が出来ることは何でも邪魔しました。長い期間がたった後、子どもたちに何と迷惑をかけたのだろうということを理解しました。」という状態にならないことを期待したい。離婚後も続く両親の争いは、子どもにとって非常に有害である。

4. 民法等の改正について

(1) 民法の一部改正

昨年（2011年）の民法の一部改正により、第七百六十六条が以下のように改正され、面会交流や養育費のことが付け加えられた。これを受けて、協議離婚届用紙に、養育費と面会交流の欄が設けられ、取り決めたか記入するようになった。

従来の民法第七百六十六条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。（以下略）」

↓

現在の民法第七百六十六条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他子の監護について必要な事項は、その協議で定め

る。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。(以下略)」

わが国は昨年初めて「面会交流」が法律の本文に登場したが、欧米だけでなく韓国や中国でも、日本よりはるか前に法律に「面会交流」が登場している。

(2) 家事審判法が家事事件手続法へ

家庭裁判所の調停や審判などの進め方に関して定めている法律は、昭和 22 年（1947 年）に制定された家事審判法があるが、昨年（2011 年）全面改正され「家事事件手続法」という法律になった（施行は 2013 年 1 月）。法制定の趣旨としては、当事者の手続的権利の保障、手続きの透明化、子どもの権利の拡大といったことが言われている。

調停や審判の進め方に関して改正された主な点には以下のことがある。

1. 家事調停の申立書の写しの送付
2. 電話会議及びテレビ会議の方法による手続
3. 家事調停の手続における、子の意思の把握・考慮
4. 調停条項案の書面による受諾（離婚調停を除く）
5. 調停に代わる審判
6. 資料・記録の閲覧

5. 養育費をめぐる

(1) 養育費とは

子どもの養育に要する費用を分担して負担する。本来は、子どもをどのように養育する（育てる）かに関して、別れた元夫婦間で合意があることが望ましい。離婚後、子どもをどのように養育するかに関しては、欧米では養育計画(Parenting Plan)を書面で作ることが普通になってきている。どのように子どもを養育するか（例えば、ピアノ教室を継続する、進学のために塾に行かせる、歯列の矯正を受けさせる、大学まで進学させる、など）の合意が出来れば、必要な経費のことも算定しやすい。

(2) 再婚と養育費

権利者（多くは母親）が再婚する場合に、新しい夫と子どもの間に養子縁組をするかは慎重に考える必要がある。養子縁組をすれば、養育の責任は第一義的には養父になり、実父からの養育費は請求しにくくなる。

義務者（多くは父親）が再婚し、子どもが出来た場合は、父親から養育費の減額の主張がなされることがある。

(3) 養育費の取り決め方

- ・ 口約束、念書
- ・ 公正証書の作成
- ・ 家裁の調停、審判

(4) 養育費の額

権利者と義務者の収入、子どもの人数、子どもの年齢、子どもの養育方針などによって異なる。裁判所を利用した場合に目安となる養育費は、算定表として公開されている。

高校進学や大学進学にかかる費用（受験料、受験のための交通費、入学金、下宿の費用等）については、普通の養育費とは別に定める方法もある。

(5) 公正証書の作成

- ・ 費用は
- ・ 支払い義務者（元の配偶者）と公証人役場に同道することが必要
- ・ 大分県内ではどこに公証人役場があるのか……………大分市、中津市、日田市、臼杵市にある

(6) 家庭裁判所の利用

- ・ 費用は
- ・ 弁護士なしで、素人だけで出来るか
- ・ どの程度の期間（時間）がかかるか
- ・ 元の配偶者と顔を会わせたくないのだが
- ・ 元の配偶者の暴力が心配なのだが

(7) 取り決めた養育費が支払われなかった場合の対応

- ・ 口約束、念書……………支払われなかったら、新たに家裁に養育費の調停を申立てるのが現実的。
- ・ 公正証書……………強制執行認諾条項があれば、強制執行を求めることが可能。
- ・ 家裁の調停、審判……………家裁に履行勧告を求め、それでも支払いがなければ、強制執行を求めることが可能。

※強制執行を行うためには、義務者の住所が分かり、収入なり資産を有していることが必要。強制執行には「もろ刃の剣」の側面があることに注意。

(8) 養育費の増額、減額

裁判所で決めた養育費でも、事情の変更が認められると、増額や減額が認められることがある。現状は不景気を反映して、減額の申立が多い。

(9) 養育費の相談機関

養育費に関しては、厚生労働省の委託事業を行っている「養育費相談支援センター」があり、ホームページでかなり詳しい養育費に関する説明を行っている。さらに同センターでは、養育費や面会交流の電話相談も行っている。

6. 面会交流をめぐって

欧米では、非同居親との定期的な面会交流のある子どもと、非同居親との面会交流のない子どもを比較した研究が数多くある（残念ながら、日本ではこの種の実証的研究はないに等しい）。

その結果、非同居親との定期的な面会交流のある子どもは、面会交流のない子どもに比して、精神的健康度や精神的安定度が高く、自尊心も高く、学業成績も優れていることが立証されている。これらの実証的データに裏付けられて、多くの国では非同居親との面会交流が奨励されている。

離婚後に、元夫婦が直接顔を会わせたくなかったり、元配偶者と連絡をとることが煩わしいと感じたり、元夫婦が顔を会わせると激しい喧嘩になったりする元夫婦の子どもの面会交流を援助するために、多くの国では面会交流センターの整備が進められ、親子の面会交流を促進している。

いずれの国でも、面会交流の頻度や持ち方について、元夫婦間で合意に至らなければ、裁判所が関与することになる。監護親が母親であり、非監護親が父親である場合の通常月の面会交流の頻度に関しては、米国の多くの州では以下の基準が適用される。表で何も書かれていない日は、監護親（母親）と過ごすことになる。なお、夏休み等の長期休暇の場合には、1～2週間父親（非監護親）と過ごすことは普通のことである。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
第一週			夕食父と				
第二週			夕食父と		母→父	父親宅	父→母
第三週			夕食父と				
第四週			夕食父と		母→父	父親宅	父→母

日本の裁判所で定められる面会交流が、月に1回や2～3か月に1回といったものが多く、特別の日の特別な行事といった雰囲気になりやすいのに対し、欧米での面会交流は頻度も多く、時間も長く、日常（普段の）生活の一部となっており、非同居親も子どもの養育に関わることは当然といった見方が受け入れられている。

親子だから面会交流を行えばうまくいくと、楽観的な見方もあるが、父母の別居や離婚という大きな出来事の後であるので、面会親も監護（同居）親も工夫が必要である。最高裁判所のホームページにも面会交流の工夫に関して情報提供がなされているが、工夫のいくつかを以下に記している。皆さんの独自の工夫が、増えることを期待したい。

1. 面会交流の取り決めを行うにあたって、自分の意見を通して、相手に勝つことを重視する親もいるが、子どもにとって良いことは何かを基準にしよう。
2. 相手への復讐や制裁の手段として、子どもに会わせないことは、子どもを深く傷つけることになることを理解しよう。
3. 子どもが面会親と楽しい時を持ち、父母は離婚したが、面会親に捨てられたではなく、愛されていることを実感できる面会交流を目指そう。
4. 面会親は高価なプレゼントや、入場料の高いレジャーランドに行くのではなく、子どもと面会親が体を使って一緒に遊べる工夫をすること。子どもとの遊び方が分からない親は、知人に聞いたり、本やネットで子どもとの遊び方を学んで実践しよう。
5. 子どもを送り出す親（監護親）は、毎朝子どもを学校（保育園）に送り出すように、力を入れずに送り出すこと。面会を終えた子どもを迎える親は、面会時のことを詳しく聞かず、子どもが面会を楽しめたことを、一緒に喜んでやることを目指そう。

6. 子どもが久しぶりに面会親と会う場合、最初はぎこちなくうまくいかなくとも、一回の失敗に懲りずに、回数を重ねるごとに充実することを目指して工夫をしよう。
7. 面会交流の折に、前配偶者と顔を会わせたくなければ、子どもの引き渡しを、友人などに頼むのも一つの方法である。
8. 面会交流で子どもを引き渡す折に口喧嘩等になりやすい場合は、マクドナルドなど、人目のある場所で引き渡しを行うこと。
9. 子どもが面会親に会いたくないと意思表示した場合も、子どもが父母間の板挟みになったり、同居親への気兼ねによるものではないか、慎重に取り組もう。

おわりに

養育費も面会交流も、子どものためのものである。事情があつて父母は離婚したが、父からも母からも私は愛され、気にかけているのだと、子どもが実感できる工夫が必要であろう。面会交流に関しては、日本人にとってはなじみが少なく、日本で定着するにはかなりの時間がかかりそうであるが、「夫婦の別れを、親子の別れにしない」という目標を大切にしていきたいと思います。

本年度から面会交流支援事業が厚生労働省の補助事業として開始され、東京都で始まったが、目下的内容は極めて貧弱である。多くの人々が利用しやすい面会交流センターが、せめて県庁所在地には整備されることを期待したい。

参考文献

1. 新川てるえ、榊原富士子著『自分でデキル養育費強制執行マニュアル』ひつじ書房、2004年。
2. 小田切紀子著『離婚』サイエンス社、2010年。
3. エリザベス・セイアー他著、青木聡訳『離婚後の共同子育て』コスモス・ライブラリー、2010年。

付録

離婚に関する学生のコメント

コメント1 「レジュメのなかにあつた離婚した子どもの気持ちについて書いてあつた10項目、あれは今までの授業の中で、一番共感できた資料でした。自分が小学生の頃思つていても、上手く伝えられなかったことを代弁してくれているような気がしました。私は、市営住宅に住んでいるため、近所の友だちは、母子家庭や父子家庭が多く、そのためどんな風に離婚したか、今の家庭環境はどうなのかなどを気軽に話すことができます。しかし、市営住宅にくるまでは、周りにそんな子がなくて、自分だけがさびしい思いをしていると感じていました。」

コメント2 「私は母子家庭の子どもの気持ち、よく、よく、よく、よく分かります。両親以外の家族や周りの環境が整っていたり、恵まれていたりしない限り、母子家庭の子どもは宙ぶらりんです。仮に生活していく財力が母親に十分あつても、やっぱり心は宙ぶらりんです。他の国ではサポートする制度があるところもあるんですね……。日本では離婚というものがあまり認められるものではないということを表しているのでしょうか？福祉的なサポートがしっか

り行われるべき問題だと思います。子どもは親権についての話し合いにさえ参加しないことが多いだろうし、離婚は当事者二人の問題となってしまう、子どもはとりあえず、変化した環境の中で生きていくしかありません。」

コメント 3 「親が離婚した後のケアについて、実際に自分も経験しているので、辛さがよく分かるし、ケアも必要と考える。自分の妹は 11 歳離れているので、小さい頃に離婚したため、自分よりも傷は深いと考える。お父さんに会いたいのになかなか言えずに涙をためている姿をみると、いつも離婚がなければな……と思う。一番近くにいる家族が出来ないことを、社会福祉士がどのように支援していくのか、疑問に思うことがあります。」

コメント 4 「私も親の離婚を経験し、とてもさみしい思いをしました。小学生の頃に離婚して、名字もかわり、学校のみんなから「何で？」って質問攻めにあったり、教科書に書いてあった名前を全て修正ペンで消し、書き直して学校に持って行ってました。その時は嫌だなと思う気持ちがあっても親には言えなかったし、誰にも相談せずに我慢するしかないと思っていました。結局、私たちはお母さんの希望で引っ越すことになりました。今考えると母もまわりの目をずいぶん気にしていたのかな？と思います。片親となった家庭を支援する制度はありますが、子供に関する支援を私はあまり耳にしたことがありません。誰にも相談できなかつたり、ましてや両親からすてられてしまう子供の傷は深刻なものだと思います。」

コメント 5 「私は、別れた父親と会いたいという子の気持ちはよくわかりません。別れて、他の女とのうのうと楽しげに生きている父親とは絶対に顔を合わせたくありません。養育費も本当は受け取りたくない位です。その面会交流センターが何故要るのか……非監護者の親と会いたいという事が、監護者に失礼であることがわからないのだろうと思います。」

コメント 6 「面会交流（面接交渉）支援センターについての話がありましたが、日本にはまだ普及がみられないのはすごく残念なことだと思います。私自身も、父親とはなかなか会えず、会ったとしても込み入った話ができないというのが現状です。もちろんうまくいかないのは、面会交流センターが身近にないからというばかりではなく当人同士が一番の原因とは思いますが。しかしこのようなニーズを持った親子は多いと思うので、是非日本でも、もっともっと増えて行ってほしいなと思いました。」

コメント 7 「自分の気持ちを押し殺すのは負担が多く、更に傷つくことも考えられる。……（中略）……私の友達で親が離婚した人は何人かいるが、現在でも年に数回は別れた父親と会っている子は、母親の話も父親の話も普通に話すし、どちらの親とも親戚とも仲が良いようだ。しかし、別れた親と会っていない子はその親の話は全くしない子しかいない。友達と関わる時にまで気をつかったり悩んだりするような部分があるほど、別れた親との交流には力があると考えられる。身の危険がある場合は対策も必要とするが、別れた親子の交流を促進する支援が求められる。」